

豊中市職員採用専用サイト等 PR 媒体作成業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

豊中市の魅力や仕事内容等をより多くの就活生に知ってもらい、豊中市を志望するきっかけを設けることにより、より良い人材確保につなげることを目的とする。

2 業務の概要等

- (1) 業務名 豊中市職員採用専用サイト等 PR 媒体作成業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 期間 契約締結日から令和4年12月31日まで
- (4) 予算額 委託料の上限は、2,500,000 円（税込）

3 主催及び担当部局所管課

- (1) 主催者 豊中市
- (2) 担当部局 豊中市総務部人事課
- (3) 申込・質問等の窓口

豊中市総務部人事課

電 話 06-6858-2019（直通）

E-mail jinji@city.toyonaka.osaka.jp

〒561-8501

豊中市中桜塚3-1-1 豊中市総務部人事課

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。なお、共同企業体（JV）による参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (4) 豊中市から豊中市指名停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく指名停止措置を本プロポーザルの公募を開始する日から選定結果通知の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 本業務の遂行にかかる関係者との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有し、提案内容を着実に遂行できること。

5 日程

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年6月13日(月) |
| (2) 質問受付締切 | 令和4年6月20日(月) |
| (3) 質問に対する回答 | 令和4年6月24日(金) |
| (4) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限 | 令和4年6月30日(木) |
| (5) 第1次審査(書類審査) | 令和4年7月6日(水) 予定 |
| ※応募事業者が4社以上あった場合のみ実施する。 | |
| (6) 第2次審査(プレゼンテーション)の開催 | 令和4年7月20日(水) |
| (7) 選定結果通知 | 令和4年7月下旬(予定) |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和4年8月上旬(予定) |
| (9) 事業完了 | 令和4年12月(予定) |

6 参加申請手続き

(1) 提出書類

以下の書類をデータにて提出すること。

- ① プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 見積書(任意様式)

※所在地、商号又は名称及び代表者名を記載の上、代表者印(必須)、社印を押印したものに限る。

- ④ 入札参加停止措置等状況調書(様式第3号)
- ⑤ 業務経歴書(様式第4号)
- ⑥ 業務実施体制(様式第5号)

(2) 提出期限、提出方法及び提出部数

① 提出期限

令和4年6月30日(木) 17時まで(受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

② 提出方法

豊中市電子申込システムより提出すること。

URL : https://s-kantan.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3014

7 質疑応答

(1) 質問の受付

- ① 受付期間 令和4年6月20日(月) 17時まで
- ② 提出方法 3(3)のメールアドレス宛に、電子メールにて提出すること

(2) 回答の公表

公表期限 令和4年6月24日(金) までに市ホームページにより公表

(3) その他

審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない

8 選定方法

(1) 審査方法

- ① 市職員で構成する選定委員会を設置し審査する。
- ② 応募事業者が4社以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行い、第2次審査(プレゼンテーション)の対象提案者を3社に絞るものとする。
- ③ 第2次審査(プレゼンテーション)を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ④ 優先交渉権者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とすることがある。
- ⑤ 第2次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししないものとする。なお、審査結果は、選定委員会として最終合議のうえ一本化して確定するものとする。
- ⑥ 選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

- ① 日程 7月20日(水) 10:00~12:00(予定)
※詳細な場所・時間等は提案者に別途連絡
- ② 発表時間 30分以内(各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答することとする。)
- ③ 機材 パワーポイント等を使用する場合の機材は提案者で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクター、電源は本市のものを使用可とする。
- ④ その他 当日の出席者は1提案者あたり3名以内(プレゼンテーションを行うものを含む)とし、すべてこの事業に携わる者とする。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインで実施することも可能とする。

(3) 評価項目

評価項目	内容	配点
内容	職員採用の認知を促進し、受験への意欲を高める効果的な企画か	40点
操作性	職員採用専用サイトは、本市職員が必要に応じて更新しやすい設計になっているか	20点
保守・問合せ体制	職員専用サイトが常に正常に作動するよう、保守・問合せ体制があるか。	20点
管理運営	実施体制(責任の明確化や人員配置)は十分か。また十分な類似実績があるか。	10点
価格	見積額が妥当か	10点

※公募開始日から過去3年以内の処分歴がある場合は、処分等の終期から公募日までの経過期間及び処分等の期間の長さに応じて、合計点の5%から10%を減点する。

(4) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、全ての参加資格を確認した提案者に対して郵送にて通知するが、審査経過については公表しない。
- ② 契約候補者（最優秀提案者等）となった提案者にはその旨と点数を、その他の提案者には選外になった旨と点数を記載する。
- ③ 審査結果の通知日は、令和4年7月下旬頃を予定している。

(5) 最終審査結果の公表

最終審査結果は、市のホームページにおいて以下の内容を公表する。

- ① 最優秀提案者の名称・所在地・代表者名
- ② 採点結果の合計点 ※応募が2者であった場合は公表しない。
- ③ 提案額
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 全提案者の名称
- ⑥ 審査経過
- ⑦ 選定委員の氏名・役職

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記4で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- (2) 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- (3) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- (4) プレゼンテーション審査に欠席したとき
- (5) 一団体に複数の提案をしたとき
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (7) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- (8) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- (9) 審査の公平性を害する行為があったとき
- (10) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき
- (11) 見積上限額を超える提案を行ったとき

10 契約について

- (1) 契約交渉は、最優秀提案者と行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、豊中市と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 本業務の受託者は契約保証金の納付または履行保証保険契約の締結を行うことと

する。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

＜契約保証金の納付をする場合＞

契約金額の100分の5に相当する額以上を豊中市に納めること

＜履行保証保険の契約をする場合＞

契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に豊中市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

- (3) 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

1.1 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、豊中市は一切の責任を負わない。
- (3) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- (4) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更は不可とする。
- (5) プロポーザル参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに3の所管課まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第6号）を文書で豊中市長あてに提出すること。